



金沢市公報

第2533号

平成18年(2006年)10月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番地1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○金沢市における駐車場の適正な配置に関する 条例の規定によるまちなか駐車場区域の指定 及びまちなか駐車場設置基準を定めたこと について (交通政策課)	1
○金沢市における駐車場の適正な配置に関する条 例に基づくパーク・アンド・ライド駐車場の配 置に関する基本方針を定めたことについて (〃)	3
○地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
○住民票の職権削除について (市 民 課)	4
○結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (地域保健課)	4
● 公 告	
○金沢市用水保全条例の規定に基づく保全用水 の指定の案及び当該保全用水ごとの用水保全 基準の案の縦覧について (歴史建造物整備課)	4

○予防接種を行うことについて (西 福 社 健 康 セ ン タ ー)	5
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可に ついて (区画整理課)	6
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
● 選挙管理委員会告示	
○金沢市長選挙に係る選挙人名簿の登録の移替 えを延期する期間について (選挙管理委員会)	7
● 農業委員会告示	
○第592回金沢市農業委員会農地部会の招集につ いて (農業委員会事務局)	7
● 消防局公告	
○消防車のサイレンの使用について (警 防 課)	8

告 示

●金沢市告示第273号

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例(平成18年条例第6号)第7条第1項の規定により、まちなか駐車場区域を指定し、及び同条例第8条第1項の規定により、まちなか駐車場設置基準を定めたので、同条例第7条第3項(同条例第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示し、平成18年10月30日から効力を有するものとします。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

1 まちなか駐車場区域



2 まちなか駐車場設置基準

(1) まちなか駐車場区域共通に適用する事項

- ア まちなかへの過度な自動車の流入を助長しないこと。
- イ 駐車場の出入りが前面道路の渋滞を引き起こさないこと。
- ウ 歩行者の安全性を阻害しないこと。
- エ 周辺のまちなみ景観に配慮すること。

(2) 中心商業地区に適用する事項

- ア 駐車場に出入りする自動車が買い物客の回遊動線を阻害しないこと。
- イ 店舗の連続性が確保されること。
- ウ 立体化・集約化等により土地が有効に利用されること。

(3) 中心業務地区に適用する事項

- ア 原則として国道157号からの出入りを行わないこと。
- イ 近隣の業務需要を越えたものでないこと。
- ウ 立体化により土地の高度利用がなされること。

(4) その他まちなか駐車場地区に適用する事項

- ア 周辺地区内の需要の範囲内であること。
- イ 地区内の道路事情を勘案し、生活道路に悪影響を及ぼさないこと。
- ウ 前2地区の利用者のための駐車場ではないこと。
- エ 地域のコミュニティに配慮しているものであること。

●金沢市告示第274号

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例（平成18年金沢市条例第6号）第12条第1項の規定に基づき、パーク・アンド・ライド駐車場の配置に関する基本指針を定めたので、同条例第12条第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

- 1 パーク・アンド・ライド駐車場の配置に関する基本指針の公表場所
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市政策局交通政策課及び市民局広報広聴課市政情報コーナー

●金沢市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

- 1 名称
上山町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	字	地 番
上 山 町	子	全 部
	酉	全 部
	申	全 部
	辰	全 部
	丑	全 部
	巳	全 部
	卯	全 部
	イ	全 部
	ロ	全 部
	ハ	全 部
	ニ	全 部
	ホ	全 部
	ヘ	全 部
	ト	全 部
	チ	全 部
	リ	全 部
	ヌ	全 部
	ル	全 部
	ヲ	全 部
ワ	全 部	
カ	全 部	

ヨ	全 部
夕	全 部

- 4 事務所
金沢市上山町ホ130番地
- 5 代表者の氏名及び住所
有澤 定義
金沢市上山町ホ138番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
(1) 民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による解散
(2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成18年10月23日

●金沢市告示第276号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成18年10月2日に職権消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市増泉3丁目7番33号	布村 清志	男	昭和15年9月3日

●金沢市告示第277号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
うきた産婦人科医院	金沢市新神田4丁目7番25号	医療法人社英和会 理事長 浮田 俊彦	平成18年10月1日
あさい眼科クリニック	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル1階	医療法人社団礼志久会 あさい眼科クリニック 理事長 浅井 宏志	平成18年10月1日

公 告

金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）の規定に基づき、保全用水の指定の案及び当該保全用水ごとの用水保全基準の案を作成したので、金沢市用水保全条例施行規則（平成8年規則第6号）第3条第1項及び第4条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該保全用水の指定の案及び当該保全用水ごとの用水保全基準の案を公衆の

縦覧に供します。

なお、保全用水の指定の案及び当該保全用水ごとの用水保全基準の案に係る当該用水に接する土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、平成18年11月13日までに、これらの案について金沢市長に意見書を提出することができます。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

1 保全用水の名称及び区間

番 号	用 水 名	区 間
1	河 原 市 用 水	不動寺町ワ285番先から利屋町へ74番1先まで

2 保全用水図

別図（登載省略）のとおり

3 用水保全基準となる事項とその内容

(1) 用水保全基準となる事項

- ア 基本事項
- イ 用水景観に関する事項
- ウ 開きょ化の促進に関する事項
- エ 清流の確保に関する事項
- オ 用水の利用に関する事項
- カ その他

(2) 用水保全基準の内容

別紙（登載省略）のとおり

4 縦覧場所

金沢市役所都市政策局文化スポーツ部歴史建造物整備課 用水・物構堀保全室

5 縦覧期間

平成18年10月23日から同年11月6日まで

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類

インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

- (1) 65歳以上の者
- (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定するもの

3 予防接種を行う期間

平成18年10月21日から同年12月31日まで

ただし、平成18年12月21日から同月31日までに65歳になる者及び心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定するもののうち平成18年12月21日から同月31日までに60歳になる者については、接種期間の終期を平成19年1月13日とする。

4 予防接種を行う場所

別表のとおり

5 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 今までに免疫不全の診断がされている者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別 表

予防接種を行う 医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
	医療機関名	所在地
中川原 寿俊 荒井 邦明	金沢刑務所医務課診療所	金沢市田上町公1番地
久藤 豊治 久藤 茂 菅井 進 宇佐美 和男 出口 康 北川 一雄 加藤 仁志 小西 一典 赤澤 純代 浅地 孝能 出村 芳樹 上坂 太祐 古家 大祐 和藤 幸弘 赤澤 宏 橋本 智哉 坂本 滋 四方 裕夫 濱田 和也 松田 謙 林 信行	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17
中川 研	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地
多田 薫	米澤病院	金沢市京町1番30号
加藤 恵巳	千木病院	金沢市千木町へ33番地の1

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

施行者の名称	事業施行期間	施行地区	土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	施行認可の年月日	変更認可の年月日
金沢市	平成16年3月1日から 平成22年3月31日まで	(1) 施行地区 金沢市福増町上、南、口及びハ、中屋町南及び西の各一部 (2) 工区 (第1工区) 金沢市福増町上、口及びハ、中屋町南及び西の各一部 (第2工区) 金沢市福増町上、南及び口、中屋町南の各一部	金沢市いなほ工業団地土地区画整理事業	金沢市広坂1丁目1番1号	平成16年2月23日	平成18年10月12日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成18年10月23日

金沢市長 山 出 保

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市泉本町3丁目84番	金沢市泉2丁目29番9号 前川 貞子
金沢市泉本町2丁目82番1	金沢市泉本町2丁目60番地1 伴田 泰男
金沢市無量寺町ホ118番及び119番	東京都中央区銀座2丁目16番10号 ヤマト運輸株式会社 取締役社長 小倉 康嗣

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第62号

平成18年11月19日執行予定の金沢市長選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを選挙の期日後に延期する期間を次のとおり定めます。

平成18年10月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

登録の移替えを延期する期間

平成18年10月28日から平成18年11月19日まで

農業委員会告示

●金沢市農業委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第592回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年10月23日

金沢市農業委員会
農地部会長 島 田 傳 治

1 日時

平成18年10月26日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

消 防 局 公 告

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成18年10月23日

金沢市消防長 宮 本 健 一

場所 金沢市臨港消防署管轄区域内(大野町4丁目地内)

金沢市金石消防署管轄区域内(無量寺町地内)

日時 平成18年10月29日 午前9時00分から午前11時30分まで

●正 誤

○平成18年3月31日付け金沢市公報号外第8号の7

頁	箇所	誤	正
2	上から19行目	つづるものとする。ただし、紙数の多いものについては1年度を分冊して編集することができる。	つづるものとする。ただし、紙数の多いものについては1年度を分冊して編集することができる。 第237条第1項中「施設管理課」を「泉野福祉健康センター、元町福祉健康センター及び施設管理課」に改め、同条第2項中「施設管理課にあつては、施設管理課長」を「泉野福祉健康センターにあつては泉野福祉健康センター所長、元町福祉健康センターにあつては元町福祉健康センター所長、施設管理課にあつては施設管理課長」に改める。

平成18年(2006年)10月23日 印刷

発行人

金 沢 市

平成18年(2006年)10月23日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)